

〜〜「キャッシュレス納付」のご利用にあたって、必ずご確認ください！〜〜

ダイレクト納付・振替納税

税務署に、お口座登録が必要です。依頼書提出後、すぐに利用できるものではありません。
また、お口座残高の都合で納期限日に振替ができなかった場合、延滞税等が発生いたします。

ダイレクト納付・クレジットカード納付

弊所にて電子申告完了後、専用サイトよりご自身で納税の登録(手続き)をお願いしております。
お手続きの不備やご利用されるお口座・クレジットカードのご事情等で、納期限内に納税が完了できなかった場合も、弊所では責任を負いかねます。

コンビニ納付 (QRコード)

利用可能時間は、コンビニエンスストアにより異なるようです。
また、納付にクレジットカード及び電子マネーはご利用できません。

弊所と顧問契約を
いただいているお客さまで、
キャッシュレス納付を
ご希望の方は、事前に
お声をかけてください！
お手続きをご案内
いたします。



インボイスへの道

第4回 インボイスがなくても消費税と認められるとき

今まで「これからは全てインボイス(証憑書類)が必要になる!」というお話しをしてきました。
それでも、どうしても“インボイスを受け取ることができない支出”があると思います。
その場合は、どのように対応したら良いのでしょうか。



以下の取引に限り、インボイスの交付が困難なため、交付義務が免除されます。(QA 問 32)

3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送【交通機関特例】
3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等【自動販売機特例】

【 】内も、QA に記載されている表現です。あくまで【特例】と強調されています。



ここで、次の疑問として「“3万円”の判定はどうするのか」が出てきますね。
こちらも回答が公表されています。(QA 問 34 ・ インボイス通達 3-9)



1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定します。したがって、
1商品(切符1枚)ごとの金額や、月まとめ等の金額で判定することにはなりません。

たとえば、東京-新大阪間の新幹線運賃が13,000円で、
4人分の乗車券をまとめて購入する場合には、
4人分の52,000円(13,000円×4枚)で判定します。
(つまりインボイスが必要)

== ご注意ください ==
インボイス制度については、
さまざまな特例措置が検討されているよう
ですが、メディア公開時は
あくまで検討段階なことが多いです。
確定次第、ご案内いたします。
ご不明な点はお問い合わせください。

文中の略称は以下のとおりです。

QA … 国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」平成30年6月(令和4年4月改定)

インボイス通達 … 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達

